

恵庭市教育委員会教育長交際費の公表に関する要綱

平成 23 年 5 月 18 日

(目的等)

第 1 条 この要綱は、恵庭市情報公開条例(平成 6 年条例第 18 号)の趣旨に則り、教育長の交際費の支出に係る情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、教育行政運営の一層の透明性を図り、もって市民の教育行政に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(公表する内容)

第 2 条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項第 2 号に規定する支出区分は、恵庭市交際費事務取扱要綱(平成 7 年 4 月 1 日実施)第 2 条の表に掲げるものとする。

(公表の時期)

第 3 条 交際費の支出に係る情報の公表は、当月分を翌月 20 日までに行うものとする。

(公表の方法)

第 4 条 交際費の支出に係る情報の公表は、その内容を恵庭市ホームページに掲載するものとする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 18 日から実施し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。